

品川区武力攻撃事態等における特殊標章および身分証明書交付要綱

制定 令和3年3月31日 区長決定
要綱第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第158条の規定に基づき、品川区の武力攻撃事態等における国民保護法の特殊標章および身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、国民保護法で使用する用語の例による。

2 この要綱において「特殊標章」とは、別表に規定する腕章、帽章、旗および車両章をいう。

(交付の対象者)

第3条 区長は、国民保護法第16条の規定に基づき、区長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 品川区の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 区長の委嘱により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手續)

第4条 区長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（第1号様式）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 区長は、前条第2号および第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（第2号様式）による申請に基づき、その内容を適当と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章、帽章および身分証明書の交付)

第5条 区長は、第3条第1号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、区長が必要と認めるものに対し、あらかじめ、第2条に規定する腕章、帽章（以下「腕章等」という。）および身分証明書（第3号様式）を交付するものとする。

2 区長は、第3条第2号および第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等および身分証明書を交付するものとする。

(旗および車両章の交付)

第6条 区長は、前条の規定に基づき腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務または協力のために使用される場所、車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第2項に規定する旗または車両章（以下「旗等」という。）を交付するものとする。

(特殊標章の特例交付)

第7条 区長は、人命救助等のために特に緊急を要する場合は、第3条第2号および第3号に規定する者に対し、第4条第2項の申請を待たずに特殊標章を交付することができる。

2 前項の場合において、特殊標章が必要なくなったと区長が認めるときは、特殊標章を交付した者に特殊標章の返納を求めなければならない。

(特殊標章の再交付)

第8条 区長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したときまたは使用に堪えない程度に汚損もしくは破損したときは、特殊標章再交付申請書（第4号様式）により、速やかに区長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受けるとき（紛失した場合を除く。）は、既に交付を受けた特殊標章を返納しなければならない。

(訓練における使用)

第9条 区長は、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

2 区長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を貸与することができる。

(身分証明書の携帯)

第10条 区長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第11条 区長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失したときまたは使用に堪えない程度に汚損もしくは破損したときは、身分証明書再交付申請書（第5号様式）により速やかに区長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受けるとき（紛失した場合を除く。）は、既に交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間および更新)

第12条 第5条第1項の規定により、区長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第5条第2項の規定により、区長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況および国民保護措置の内容に鑑み、区長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(返納)

第13条 区長から特殊標章等の交付を受けた者は、その身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第14条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、または貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務または協力を行う場合および訓練または啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務または協力のために使用されていなければならない。

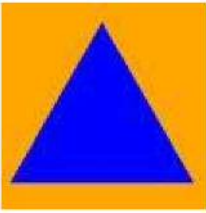
(周知)

第15条 区長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会に、特殊標章等の意義、その使用、管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は防災まちづくり部長が別に定める。

別表（第2条関係）

区分	表示	
	位置	形状
腕章	左腕に表示	
帽章	帽子（ヘルメット含む。）の前部中央に表示	
旗	車両の両側面および後面に表示	
車両章	航空機の両側面に表示	

備考

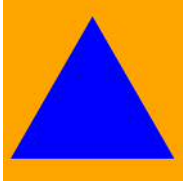
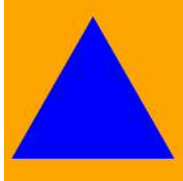
- 1 地色はオレンジ色、三角形は青色の正三角形とする。
- 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていることとする。
- 3 三角形のいずれの角もオレンジ色の色地の縁に接しないようにする。

第2号様式（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日				
(あて先)品川区長				
住所 申請者 氏名				
氏名				生年月日
識別の ための 情報	身長		眼の色	写真
	頭髪の色		血液型	
標章の使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要および枚数				
(事務処理欄)				

第3号様式（第5条関係）（表）

	品川区長	
	身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name..... 生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約および1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card..... 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry.....		

(105×74)

身長/Height.....	眼の色/Eyes.....	頭髪の色/Hair.....
その他の特徴または情報/Other distinguishing marks of information 血液型/Blood type _____ ----- ----- -----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

第4号様式(第8条関係)

特殊標章等再交付申請書

年 月 日	
(あて先)品川区長	
住所 申請者 氏名	
特殊標章 等の種類	
登録番号	
紛失等の 年 月 日	
理 由	
(事務処理欄)	

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
品川区長 様	
申請者	
住所 _____ (電話 _____)	
氏名 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入してください。
 - 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記してください。
 - 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記してください。
 - ※印の欄は、使用しないでください。